

茨城県行政書士会会則に基づく会員処分

氏 名：鈴木 貴充

登録番号：第17111820号

所属単位会：茨城県行政書士会

事務所所在地：茨城県取手市新取手1-6-22

処分年月日：令和5年8月7日

処分の内容：1年間の会員の権利の停止（令和5年8月7日～令和6年8月6日）

処分の理由：・行政書士法第9条第1項及び第10条並びに行政書士法施行規則

第10条の規程違反で茨城県知事から懲戒処分を受けたこと。

- ・本会への「鈴木会員との連絡が取れない」との依頼者からの苦情申出に対し、再三連絡を取るよう指導したにも関わらず、適切な対処をせず、知事への措置要求に至ったこと。